

地上基幹放送局の再免許等の審査について

地上基幹放送局（コミュニティ放送及び受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の免許及び再免許並びに地上基幹放送の業務の認定（以下「再免許等」という。）について概要は下記のとおり。

記

1 再免許等の審査

再免許等の申請については、電波法（昭和25年法律第131号）、放送法（昭和25年法律第132号）、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）等の規定に基づき、次の項目を始め、各審査項目について審査を行う。

- （１） 無線設備及び基幹放送の業務に用いる電気通信設備が法令に基づく技術基準に適合していること
- （２） 業務を維持するに足りる経理的な基礎及び技術的能力を有していること
- （３） 株主及び役員の構成が外資規制やマスメディア集中排除原則に違反していないこと
- （４） 放送事業者の自主・自律に基づき放送番組の適正が図られる取組や体制が整備されていること
- （５） 教育番組又は教養番組等放送番組の相互の間の調和を保つこと（日本放送協会及び民放テレビジョン事業者）
- （６） 災害放送の充実に取り組んでいること（災害時の放送継続対策を含む）
- （７） 視聴覚障害者向け放送の拡充に取り組んでいること

特に災害放送及び視聴覚障害者向け放送の充実並びに基幹放送の業務に用いられる電気通信設備におけるサイバーセキュリティの確保に必要な措置が講じられているかについて留意する。

また、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和４年法律第63号）により実効性の確保等の観点から見直された外資規制について、審査を遺漏なく行う。

その他、再免許等を受けた後、中波放送を行う特定地上基幹放送事業者及び中波放送を行う基幹放送事業者の業務の用に設備を供する基幹放送局提供事業者が、経営判断として基幹放送局（親局）を中波放送から超短波放送へ変更すること（以下「FM転換」という。）又はFM転換を伴わず、自身に属する中波放送を行う基幹放送局（中継局）を廃止することを検討し、将来の事業計画として申請を行った場合は、当該計画が「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（令和５年３月９日公表）」を踏まえたものであるかについて留意する。

2 再免許等の条件

電波法第104条の2第1項の規定に基づき、上記1に示した事項を踏まえ、次の趣旨の条件を付すものとする。

- (1) 電波法及び放送法の一部を改正する法律により実効性の確保等の観点から見直された外資規制について、免許を受けることができない者となっていないことの確認及び変更の届出等の手続きを遺漏なく行うこと。
- (2) 電波法による検査を受検する際に登録点検が実施される場合には、法律で定められている手続きであるということを踏まえ、適切な体制を整えた上で対応すること。
- (3) テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上（総合放送を行うものに限る。日本放送協会の教育放送の場合は、「教育番組75%以上、教養番組15%以上」とする。）を確保するための体制を整備すること。
- (4) 令和5年11月1日から令和7年1月31日までの間における、AM局の6か月以上の運用休止を行う際には、上記1の「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」に示した要件を充足するようにすること。その場合は、電波法第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱う（特例措置）。なお、当該期間終了後、更に運用休止が必要と認められる場合においても、同じ取扱いとする。

（注）条件付与及び要請については、実際の申請内容等を踏まえて行うものとする。

3 今後の予定

令和5年4月下旬	申請受付公示
5月1日～7月31日	申請受付期間 【3か月間】
10月	電波監理審議会（申請審査に係る諮問・答申）
11月1日	再免許等処分